

鳥取市議会予算審査特別委員会福祉保健分科会会議録

会議年月日	令和8年2月25日（水曜日）		
開 会	午前10時25分	閉 会	午後3時6分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席分科員 (8名)	分科会長 勝田 鮮二 副分科会長 加嶋 辰史 分科員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席分科員	なし		
分科員外議員			
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未	議事係主任	福田 佳菜
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 長寿社会課鳥取中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 栢谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 竹内 大 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 地域医療総合支援副センター長 網谷 憲治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 経営改革室長 木村 年宏 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課課長補佐 和口 豊実		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前10時25分 開会

◆勝田鮮二分科会長 それでは予算審査特別委員会福祉保健分科会を開会します。

議案第22号令和8年度鳥取市病院事業会計予算（説明）

◆勝田鮮二分科会長 それでは議案第22号令和8年度鳥取市病院事業会計予算について説明をお願いします。松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田です。お手元の資料の15ページをお開きいただきたいと思います。先だって概要説明、管理者のほうがしておりますので、主なところだけを説明させていただきます。令和8年度の主要事業につきましては、中段に書いておりますけども、ちょっとうちの電子カルテ更新という大事業が控えておりますので、そちらが13億6,730万円ということで、一応7年8年の事業、2か年事業ということでございます。それから電話交換機及びナースコール等改良工事が2億1,373万円を計上しておりますが、こちらは8年9年の2か年事業という形になります。それからこちら大型事業でございますが、病棟改修に着手するというので8年度と9年度、この2か年で西側3病棟を改修いたします。こちらが11億円という予算を計上しております。

詳しいところを、めくっていただきまして16ページをお開きいただきたいと思います。収支の全体だけを御説明させていただきますけども、病院事業収益が当初予算88億4,219万7,000円ということで、3億5,793万円の増収を見込んでおります。こちら診療報酬改定等の影響を概算計上しております。それから支出につきましては、下の表の一番上ですけども、8年当初95億9,166万2,000円ということで、当初予算比較では4億3,372万7,000円の増という形で予算を組んでおります。こちらの7年度からも続いております人件費と材料費の高騰を反映したものでございます。差引経常損益は7億8,526万5,000円の赤字ということで、当初のスタートという見込みでございます。内訳ですけども、収入でございますけども、医業収益のうち、入院収益につきましては52億5,605万2,000円ということで9,109万6,000円の増と見込んでおります。それから外来につきましては20億2,459万7,000円で2億2,539万2,000円の増額ということで、内訳につきましては、右のページに診療単価と1日患者数の目標値といいますが、見込みを記しておりますので、こちらの患者数と診療単価での算定をいたしております。

それからその他医療収益につきましては、1,579万7,000円の増ということで、7億1,468万1,000円を計上しております。こちらにつきましては健診の先ほど申し上げましたけども、国保が減る中での企業さんとか、そちらのてこ入れを図っていかないといけませんので、そちらを営業活動等含めまして増収を図るという目標で予算を組んでいます。それから医業外収益でございますけども、他会計繰入金として5億2,599万9,000円ということで、前年比で言えば1,970万の増額をいただいております。それから国県等の補助金として1,372万5,000円ということで、472万9,000円の増額を計上しておりますけども、こちらは研修医が増える関係で、研修医の指導に係る人件費等の補助金が若干増額されるということを見込んでおります。あとは、前年並みという形ではございます。

それから支出のほうは給与費が50億9,178万1,000円ということで、1億9,769万円の増となっておりますが、これは今年度のベースアップをそのまま反映しておりますので、その分8年度に上積みが来ます。ということで、8年度のベースアップは加味しておりませんので、また、さらに補正予算が必要ということになります。それから材料費につきましては21億7,890

万5,000円ということで、1億6,642万5,000円ということで、こちらは7年度実績見込み並みというような形で計上しております。

あと、それぞれの決算見込みをベースに支出については計上しておりますが、医療事務費のうち（経費のうち医療事務費）のところ、当初予算の比較で4,243万2,000円の増としておりますけれども、こちら先ほど2月補正の中でも説明しましたが、検査機器の入替えに伴いまして委託料が上がっている部分が当初予算の比較で言うと4,200万の増額という形になっているものでございます。あとは、前年並みというような形で計上をさせていただいております。あと、医業外費用の雑損失のところはかなり控除対象外の消費税が増えておりますけれども、こちら物価高騰によるものということでございます。

次に、資本的収支ということで18ページをお開きいただきたいと思います。先ほど申しました大型事業がございますので、支出のほうがかなり増えております。予算規模としましては、下の表の一番上ですけど、当初予算で25億5,583万2,000円ということで、前年比で言いますと、16億4,612万円の増という形になっております。このうち、先ほど申しました2番の建設改良費のところについて大きなものは先ほど説明したとおりでございます。これに伴います収入ということで計上いたしておりますが、起債の部分と補助金の部分を計上しております。トータルしますと、4億1,547万1,000円の不足という形になりますけれども、これについては、改修工事が2か年に及ぶものですから、通常、財源が完成してから来るものですから、8年度はその財源が来ませんので、その分が一時的にちょっと資金調達といいますか、収支が悪化するということになっております。これにつきましては留保資金のほうで補填をする予定でございますが、それによりまして一時的に現金がない、出ていくという形になります。

それから参考までに、19ページに医師数、4月の医師数の見込みを上げております。ほぼ固まってきておりまして、令和8年4月1日は4名増の63名でいける予定でございます。このうち、増えるところが内科の（9人）の部分は総合診療科でございます。総合診療科の医師が1名増となります。それから産婦人科のところは1名が2名になりますが、奨学金の貸与者でございます。5年間の義務年限を果たしていただくために入らせていただくんですが、当院、産科、今、休止しておりますので、その部分については中央病院で研修といいますか、修行を積んでいただくということで、当院に所属しながら腕は中央病院で磨くというような形での働き方になるということでございます。

それから変わったところで言いますと、研修医が今年2名卒業いたしますが、新しく4名入ってまいりますので、2名の増という形になりまして63名という形になります。それから参考までに20ページ、21ページに繰入金と補助金の内訳を載せておりますので、御参考にしていただいで、次回また、お尋ねいただければと思いますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

◆勝田鮮二分科会長 本日の分科会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二分科会長 はい。それではこれで予算審査特別委員会福祉保健分科会を一旦終了しま

す。市立病院の皆様は御退席ください。

福祉保健委員会に切替え 午前10時43分 休憩

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後2時3分 再開

【福祉部】

◆**勝田鮮二分科会長** それでは予算審査特別委員会福祉保健分科会を再開します。

議案第6号令和8年度鳥取市一般会計予算について（説明）

◆**勝田鮮二分科会長** 議案第6号令和8年度鳥取市一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分について説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内です。そういたしますと議案第6号令和8年度鳥取市一般会計予算所管に属する部分ということで説明をさせていただきます。説明に用います資料は当初予算案事業別概要、こちらを使いますので御準備をお願いいたします。すみません。説明に入ります前に本年2月10日にこの全員協議会の場で、福祉部長のほう概要を説明させていただいた事業につきましては、基本省略をさせていただいて、その他の事業について説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。この事業別概要書92ページ下段を御覧ください。避難行動要支援者支援制度普及促進事業費でございます。この事業の経過及び背景ですが、これは災害対策基本法の規定によりまして、市町村には避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。また、令和3年の改正によりまして個別避難計画の作成については努力義務とされておるところでございます。本市といたしましても名簿の作成であるとか、この個別避難計画作成についての普及促進を図っているところでございます。

事業の内容のところでございます、先ほど申しました名簿作成いたしまして、この名簿を地域の支援組織、自治会であったり自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会等の地域に対して名簿を提供することによって、計画作成を促していただいたり、普段からの見守り、そういったものに活用していただいているところでございます。また、令和5年度からケアマネ等のいわゆる福祉専門職の方々に個別避難計画の作成を委託をしているところでございます。事業の実績の欄です。令和6年度3,797名～令和7年度12月末時点ですけども、3,951名ということで、これまで年々何百名単位で減少してきとったんですが、この7年度は今現在増加に転じております。この理由といたしましては、令和7年6月にこれまで要支援者の方々に個別避難計画作成されませんかということで、通知を差し上げていたんですが、何の返事もなかったりとか、作らないとか、名簿に載せなくてもいいとか、そういう御返事の方々がこれまで4,000名ぐらいいらっしゃいました。その方々に一斉に勧奨通知をお送りしました。はい、実際には3,914名に送りまして、うち、登録に至ったのが412名ということで、1割を超える方々の反応がございました。

それによって今現在3,951名ということでございます。例年ですと施設に入られたり、亡くなられたりということで、相当数登録者数が減少していたんですけども、今はこういった状況

でございます。また、ケアマネの専門職の方々にも今現在25件の個別避難計画作成に携わっていただいているということでございます。予算額なんですけども、前年当初が212万1,000円に対して今年度が123万2,000円ということで、予算額としては減少しておりますけども、先ほど申しました4,000人の方に一斉に登録勸奨をしたものですから、それに係る郵券代だったりとか、そういったもろもろの経費をちょっと令和8年度は毎年やっても、これあまり効果がないかなというふうに思っています、8年度はそういった予算は計上しておりませんで、減少しておりますが、ケアマネ委託分というものにつきましては、今年度実績の倍ぐらいの50名ぐらいはしたいなということで予算計上をさせていただいているということでございます。

続きまして93ページ、今度上段になります。わが町支え愛活動支援事業補助金でございます。この事業は目的及び効果のところに記載をしております、町内会や集落単位で取り組まれる災害時の要支援者の避難体制や平常時の見守り体制の構築を支援することにより、身近な地域で安全安心な生活基盤を整備するというところでございます。具体的に言いますと、いわゆる支え愛マップというものを中学単位、あるいは町内関係で皆さんが顔を寄せ合ってこの方支援がいるよな、じゃあ、どうしようなということで地図上に落とし込んでいくというようなマップづくり、こういったことをしていただきましたら事業の内容のところに書いてございます。補助限度額というところに書いてありますが、災害時要支援者対策促進事業というものが1住民組織当たり2万5,000円、これは鳥取市が2万5,000円を出します。あと県社協を通じて県のほうが同額の2万5,000円を出します。ですので、住民組織のほうには5万円の助成があるという形になります。

あと、さらにその後避難訓練をやったりとか、その非難に必要な備品を購入したりとかいうようなことでステップアップ事業というのがございます。これにつきましては、鳥取市は5万円、さらに県社協を通じた県の補助が5万円、合せて10万円といったような補助がございまして、これまでいろいろと取組、これ鳥取市社協のほうで窓口になっていまして申請の受付をしたり、実際に補助金の交付をやっているんですけども、なかなかあまり進んで来なかったというのが現状でございます。

予算のほうも8年度は2万5,000円を補助する団体が3団体、ステップアップの5万円を補助する団体2団体の17万5,000円ということで額としては非常に少額なんですけども、実は地域福祉推進計画の中で、地域防災に力を入れていくということで市社協さんのほうはかなり積極的にこの事業の推進を図って既におられまして、令和7年度では既に28の町内会さんが取組に着手されたりとかという取組が進んでおります。全ての団体さんが補助金を活用というわけではなくて、先ほど申しました別に5万円もかからないし、10万円もかからない、みんなが集まってマップづくりをしてということで、費用のかからない方法で取り組んだところもたくさんありまして、そこには社協のSCさんなんか加わって支援をしていくというようなことでかなり今、まだまだ全体の町内会の数から言えば少ないんですけど、少しそういった広がりが見えてきておりますので、本市としても市社協さんと協働して力を入れていきたいなと。

予算額は先ほど申しましたような少ない金額ではございますが、実態に合わせ補正対応も視野に入れながら取り組んでいきたいというふうに考えております。地域福祉課としては以上で

ございます。

◆勝田鮮二分科会長 山形室長。

○山形孝史指導監査室長 はい。それでは指導監査室のほうでは1事業ございまして、御説明申し上げたいと思います。予算別事業概要書の戻っていただきまして92ページ上段を御覧いただきたいと思います。福祉事業所指導監督事業費について御説明いたします。この事業は介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設等に対する法令等に基づく適正な事業実施を行うよう指導監督を行うものです。前年度当初予算額1,371万2,000円のところ、今年度予算額は1,515万5,000円の対前年比144万3,000円の増となっております。増加の要因といたしまして、会計年度任用職員の人件費のベースアップに伴う53万4,000円の増とそれから令和8年度の臨時的な報酬改定に伴うシステム改修委託料の91万1,000円の増となっております。

支出の内訳は事業者指導監督指導員1名と事務員2名などの会計年度任用職員の人件費に1,081万9,000円、令和8年度報酬改定に伴う各介護事業者台帳システム、障害福祉サービス、障害児施設事業者等管理システムクラウドに関するライセンスなどの利用料に191万7,000円、その他運営指導等に係る費用として書籍などの需用費、車両借上料等の241万9,000円となっております。財源の内訳はシステム関係の国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金の補助率2分の1でございますが、74万3,000円、それから介護保険事業費補助金のこれも補助率が2分の1の21万5,000円、それから中核市負担金の31万9,000円、その他残りの1,387万8,000円は一般財源となっております。以上です。

◆勝田鮮二分科会長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。では、続きまして長寿社会課所管の部分の令和8年度当初予算について説明いたします。説明は同じく事業別概要ともう1つ、予算審査特別委員会福祉保健分科会説明資料を使って行います。初めに事業別概要書の95ページを御覧ください。95ページの下段のアルツハイマー病治療薬補助金についてです。予算額は615万9,000円を計上しております。この補助事業はアルツハイマー病治療に係る生活負担を軽減しまして、早期発見・治療につなげるためのもので初期の検査費用と治療費について補助をしております。1人生涯40万円を補助上限としておるところです。

財源につきましては市と県で補助額の2分の1ずつをそれぞれ負担しております。この事業につきましては令和6年11月から取り組んでおりますが、令和8年度は事業開始から3年経過しますので制度の周知が進むということや、鳥取県立中央病院において引き続き制度周知、利用促進に御協力いただいているということ、それから事業別概要のほうに実績を書いておりますが、令和7年度46件の435万9,000円を実績見込みとしておりまして、実績のほう増えておるといったようなところを踏まえまして、前年度の58万円の予算より557万9,000円の増額予算を計上させていただいております。

続きましてその次、96ページ上段です。持続可能な権利擁護支援モデル事業についてでございます。予算額600万円でございます。財源の一部に国の交付金とクラウドファンディング型ふるさと納税を活用することを考えております。事業内容につきましては予算審査特別委員会

福祉保健分科会説明資料の23ページに資料をつけておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきますと思います。この持続可能な権利擁護支援モデル事業費につきましては、本市において単身高齢者世帯が増加しておりまして、日常生活において頼れる親族等の身寄りがない高齢者の生前から死後の対応を含めた新しい支援等が求められているといった状況に対応して実施するものでございます。

令和7年度は単身高齢者の方などに実態把握のための調査を行っております。この調査結果を踏まえて、令和8年度において家族による支援を前提としない地域で支え合う体制づくりを進めるためにモデル事業を実施しまして、身寄りがない高齢者の方が地域において安心して暮らすことができる持続可能な制度の構築に取り組むものでございます。1の事業概要のところですが、この事業では相談支援窓口を設置しまして、この窓口で高齢者等の相談を受け止めまして、必要な支援を調整するコーディネーターが本人の意思を確保しながら支援の内容を決定したりですとか、あと、連携する支援機関等につなぐということを行います。

2の支援対象者ですけれども、この事業で対象とするのは成年後見制度ですとか、生活保護制度といった既存の制度の支援の該当とならない支援制度のはざまとなる高齢者の方を対象として考えております。そのために対象要件としまして、本市に居住し、頼れる親族等の身寄りがない65歳以上の者ということで、この身寄りがないという定義ですけれども、頼れる家族がおられない方だけではなくて、例えば県外に家族がおられて、すぐに困ったときに対応できないといったような身近に家族がいない、家族とか親族がいない方を考えているところです。それで、この対象となる方ですけれども、7年度の実態調査の結果から推計しまして大体2,000人ぐらいがこういった方、身寄りがないっていうか、単身高齢者世帯で頼れる家族がおられない方というふうなところで数字を推計数字としております。

続いて民間サービスを利用できないなど資力が十分でない者、これ民間サービスとの競合は避ける制度と考えておりますので、こういった要件をつけております。それから契約締結等に必要な判断能力を有する方ということで、この支援を受けるに当たっては契約を締結していただきますので、判断能力を有する方ということでこのモデル事業の対象者は、今は元気な方といったところで要件を考えておりますので、それから判断能力を有する方というふうにしております。先ほど申しましたように、成年後見制度や鳥取市社協が行っておられる日常生活自立支援事業の利用がなく、生活保護を受給していない方というふうにしております。

それから3番の支援内容についてです。支援の内容としましては生活支援としまして見守り、これは安否確認等月に1回程度を想定しております。それから買物支援、通院のときの付添い、ACP普及啓発等を考えております。次に入退院ですとか、医療機関への入院・退院、介護事業所の入所・退所といったところの支援としまして、その入退所に係る準備の手続を支援したりですとか、緊急連絡先として指定を受けるといったような支援を考えております。それから死後事務支援としまして、亡くなられた場合に葬儀社に連絡をしたりですとか、必要な手続を支援したりというふうなところを考えております。それで、このモデル事業でこういった支援以外の支援については、ほかの支援機関につなぎまして適切な支援が受けられるように考えているところですので、こういった連携する支援機関につないだり、公的制度の移行支援したりと

いったところも支援の内容として考えております。

利用料金につきましては基本的に無料としておりますけれども、やはり緊急時の時間外の対応などの場合には支援の内容によっては利用料金が発生する場合があります制度でございます。最終的には利用者が無料、または低額で利用できるような制度としたいと考えているところでございます。モデル事業の実施体制でございますが、事業者に委託をして実施をする体制を取っております。事業者名としましてNPO法人ひとしずくさん、理事長原田伸吾さんです。この事務所が川端にありまして、窓口のほう、この相談支援窓口もこの川端のつむぎ川端事務所内に設置しております。

それで、このNPO法人ひとしずくさんは地域食堂ですとか、身寄りがない高齢者の生活支援を事業内容の一部として令和7年9月に設立された法人でございます、この法人さんが事業されているということを7年度の実態調査の中で把握しましたので、このたび令和8年2月13日から連携事業として既にスタートしております、それで、令和8年の4月1日からは正式に委託をさせていただいてモデル事業の実施主体となっていただくというふうに考えております。ただいま説明した内容につきまして図示しているものがその下にありますので、後で御確認いただけたらと思います。

では、続いて事業別概要書のほうに戻っていただいて、同じページ、96ページの下段になります。高齢者介護予防・地域活動等支援バス利用助成事業費についてです。予算額は2,287万4,000円です。財源の一部にふるさと納税基金繰入金を活用しております。この事業は高齢者団体ですとか、地域団体の介護予防や団体活動の支援を目的として実施しておるものです。令和8年度から無料の福祉バスを廃止しまして、民間バス利用助成のみの事業として内容変更して実施いたします。この事業の変更に伴いまして予算書の項目名が変更になっておりまして、この事業別概要では前年度の当初予算額がゼロになっておりますけれども、この事業の前年度、7年度、今年度ですね、の当初予算につきましては2,261万5,000円ということではほぼ同額の予算を計上させていただいているところでございます。

続きまして債務負担行為について説明をいたします。同じく事業別概要書の266ページを御覧ください。鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘の管理運営費の債務負担行為の概要となっております。先ほど一般会計の2月補正予算のところで説明いたしましたが、指定管理施設の指定管理料につきましては賃金水準や物価高騰に対応して各施設の指定管理料を適切な設定をするために見直しを行っております。これに伴いまして、令和9年度～令和11年度の指定管理料の増額分につき、債務負担行為の限度額を設定するものでございます。佐治町と鹿野町の老人福祉センターにつきましては年額80万9,000円の増となります。3年分の242万7,000円の限度額の設定となっているものでございます。

同じように次の267ページは鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの管理運営費について年額が88万6,000円の増となりますので、3年分の265万8,000円を限度額として設定しております。続きまして268ページは鳥取市総合福祉センターの管理運営費について年額169万7,000円の増となりますので、3年分の509万1,000円を限度額と設定しております。続いて同じく269ページは鳥取市福部町ほっとスイミングプールと鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の管理

運営費について年額 296 万 9,000 円の増となりますので、3 年分の 890 万 7,000 円を限度額と設定しております。最後に 270 ページに鳥取市湯谷荘の管理運営費につきまして、年額 57 万 5,000 円の増となりますので、3 年分の 172 万 5,000 円を限度額として設定しているものでございます。私からの説明は以上です。続いて中央包括支援センター所管の当初予算について説明します。

◆勝田鮮二分科会長 藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 中央包括支援センター藤木です。私のほうからは令和 8 年度当初予算を事業別概要書 98 ページの下段、包括支援センター運営事業費ということで、令和 7 年度の補正予算でも少し説明をさせていただきましたが、令和 8 年度の当初予算についても併せて説明をさせていただきたいと思っております。予算額につきましては、3 億 3,373 万 5,000 円となります。対前年度と比較しまして 581 万 6,000 円の減額となっております。皆様が御存じのとおり地域包括支援センターは介護保険法に基づいて、市町村が設置することとされておりまして、現在、総合調整役の基幹型 1 か所とおおよそ中学校区単位に 10 か所ということで、社会福祉法人のほうに委託をして、地域密着型の包括支援センターを運営しているところでございます。高齢者等の地域住民の総合相談、それから権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行っており、専門職を配置して多職種でチームとなって支援体制を構築しているものでございます。令和 7 年度の予算と比較をいたしまして、地域包括支援センターに委託料として、お支払いさせていただき予算額を 3 億 1,086 万 5,300 円としておりまして、令和 7 年度の当初が 3 億 974 万円ということでしたので 112 万 5,300 円の増額をさせていただき予定です。

地域包括支援センターについては、令和 7 年度当初以降、欠員となってプランナーなどの設定もあるんですけれども、欠員となっていたところもありましたが、今年度中の経過の中で法人の協力などによりまして配置ができていっているところも増えている状況でございます。今後も周知なども図りながら早期の相談対応につながっていき、高齢者が地域の中で生き生きとして暮らすことができるように努めていきたいというふうに考えております。令和 8 年度事業につきましては、国県支出金それぞれ国が 1 億 2,838 万 3,000 円、県補助が 6,419 万 1,000 円になっております。その他の財源内訳といたしましては、重層的支援体制整備事業の繰入金ということで 1 号保険料が充てられることになっております。

続きまして事業別概要書の 101 ページの上段を御覧ください。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費につきまして御説明させていただきます。予算額は 3,685 万 6,000 円です。前年度と比較いたしまして 263 万 4,000 円の増額となっております。この事業は、高齢者の要介護状態の予防や重度化を防止し、地域で生き生きと活躍につながるようフレイル予防の支援を実施しているものでございます。管理栄養士や看護師、作業療法士、歯科衛生士等の専門職が高齢者の通いの場を活用した集団支援と高齢者健診の問診結果等を基に、フレイルの危険性が高いと思われる高齢者に対して個別の保健指導を行うものとしております。中央包括支援センターに企画運営ということで保健師と管理栄養士を置き、会計年度任用職員等の看護師と出向いただいている作業療法士等など併せまして家庭訪問など実施をしているところ、実務として

当たっていただいているところがあります。

この集団支援と個別の保健指導に当たりまして、こういった医療専門職にお願いをさせていただいているところでして、報償費、委託料、補助金として79万7,000円の増額をしている状況でございます。本事業につきましては、後期高齢者医療広域連合の委託を受けて実施しております。財源内訳のその他の諸収入につきましては、事業実施の委託料3,177万2,000円と会議費等として補助金ということで36万4,000円の合計3,266万6,000円がその他の財源という形になっております。中央包括は以上です。

◆勝田鮮二分科会長 枘谷課長。

○枘谷承文障がい福祉課 障がい福祉課枘谷です。それでは障がい福祉課の所管に属する令和8年当初予算案について御説明をいたします。同じく事業別概要により説明をさせていただきます。事業別概要103ページの上段をお開きください。医療的ケア児者訪問型レスパイト支援事業費、予算額は118万8,000円を計上しております。この事業は医療的ケア児等の介護を行う保護者などの負担軽減が求められる中で、医療型ショートステイが希望どおりに利用できずに保護者などの休息につながっていないケースがあるという問題、課題意識の下に、医療的ケア児等の訪問看護サービスの利用を促進することで、居宅での医療的ケア児等の介護を行う保護者などの負担を軽減しようとするものになります。この事業は県との協調事業となっております。訪問看護事業所が提供する訪問看護サービスを利用された際に、その費用の一部を助成するというものになります。

助成額は1時間当たり、1人当たりで1万1,000円、1回につき最大6時間、年間36時間上限としたいと考えております。県市の負担割合は県が3分の2、市が3分の1ということで、事業費のうちの79万2,000円は県の補助金となります。

続きまして同じページの下段、障がい福祉計画策定費、予算額は535万6,000円を計上しております。この事業は令和9年度から3か年計画になります次期障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定するための事業となります。障がい福祉計画、障がい児福祉計画の今後の見込量を推計いたしまして、この見込量の確保策や国が基本指針において掲げます目標を達成していくための方策を定めるものとなります。現在、鳥取市障がい者施策推進協議会というものを設置しておりますが、この協議会に委員を追加いたしまして障がい者計画等策定委員会というものを立ち上げ、計画の策定に向けた議論を行っていく予定としております。委員会は委員20名以内で構成し、年4回の会の開催を予定しております。加えまして計画の策定に当たりましては、国の動向、報酬改定の状況、また、サービスの見込量の算定などにつきまして、事業者には調査等の業務を委託しながら、策定業務を進めていく予定としております。事業者の内訳は委員報酬が53万2,000円、印刷製本費等が91万9,000円、計画策定業務委託料が390万5,000円となっております。

続きまして事業別概要105ページの下段を御覧ください。点字ブロック安心歩行環境整備事業費、予算額は75万円を計上しております。この事業につきましては、民間事業者が設置しております点字ブロックの修繕につきまして、県と協調いたしまして助成し、視覚障がいのある人の安心・安全な歩行環境を確保するというのと、民間事業者の点字ブロックへの理解と

自主的な点検・修繕を促進しようとするものになります。事業の内容としましては、点字ブロックを設置している民間事業者が点字ブロックを修繕する際に、補助率2分の1、1か所当たり12万5,000円を上限として助成を行うものになります。修繕額としては上限25万円となります。2事業者3か所分の75万円の予算要求としております。県市の負担割合は2分の1ずつで事業費のうちの37万5,000円は県の補助金を予定しております。

続きまして債務負担行為です。事業別概要の271ページを御覧ください。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市障害者福祉センターの管理運営費でございます。鳥取市障害者福祉センターさわやか会館につきましては、令和6年度～令和10年度までの5年間、社会福祉法人の鳥取市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を委託しているところでございます。先ほど長寿社会課からも説明がありましたとおり、当施設につきましても人件費委託料の見直しを行いまして、さわやか会館の場合は正職員1名、非常勤職員3.4名分で人件費を算定してございまして、それぞれ計算し、年間100万5,000円の増となります。令和7年度分につきましては、先ほど説明しました2月補正、令和8年度分は当初予算で計上させていただいておりますので、令和9年度と令和10年度分の2か年間201万円につきまして、債務負担行為の限度額の追加をさせていただきたいと考えております。障がい福祉課説明は以上でございます。

◆勝田鮮二分科会長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。それでは生活福祉課所管に係る事業について御説明いたします。事業別概要は106ページ下段、生活困窮者自立支援事業でございます。予算要求額としましては2,166万4,000円であり、そのうち、1,436万3,000円が国費で残りは一般財源となっております。この事業は生活保護受給者の方に対する自立支援を強化するため、生活福祉課内に就労支援相談員を配置するとともに、民間事業者への業務委託により、学習環境が十分でない児童生徒に対して学習の場を提供し、学力及び学習意欲の向上を図ることを目的とした子どもの学習支援事業と一般就労が困難な方に対して就労に必要な基礎能力を身につけていただき、一般就労に向けて意欲を高めてもらうための就労準備支援事業を実施するものでございます。子どもの学習支援事業と就労準備支援事業につきましては、12月市議会で債務負担行為を御承認いただきました。現在、プロポーザルを終え、委託予定事業者が決定したところですので、4月からも事業が継続して実施できるよう準備を進めているところでございます。

続きまして事業別概要ページをめくっていただきまして107ページ上段、扶助費でございます。こちらにつきましては、全員協議会のほうで既に部長から説明をさせていただいておりますので、私の説明は割愛させていただきます。最後になりますが、事業別概要ではなく、横書きの予算審査特別委員会福祉保健分科会説明資料の21ページを御覧ください。21ページ中段にあります事務費について御説明いたします。生活保護事務費でございます。こちら事務費が4,574万9,000円と前年度予算額の1,881万3,000円より大きく増額しておりますが、来年度全町に先駆けまして、生活保護システムの標準化を進めるに当たり、その経費を計上したものでございます。国が進める自治体業務システム標準化においては、令和12年度までが移行期限となっておりますが、本市におきましては対象となる業務を令和10年度に稼働できるよう取組

を今、進めておるところでございます。そのような中、現在、使用しております生活保護システムについては令和8年度末で現行システムのサポートが終了してしまうことから、来年度中に標準システムへの切替えをすべく必要経費を計上しておるものでございます。生活福祉課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二分科会長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。私のほうから保険年金課の所管に属する部分を説明させていただきます。事業別概要の108ページ上段を御覧ください。後期高齢者医療広域連合運営費です。これは後期高齢者医療広域連合の運営主体である鳥取県後期高齢者医療広域連合に対して納付する負担金と広域連合へ派遣される職員の人件費を計上しているものです。負担金は市町村共通経費に係るもの、これが広域連合の運営経費です。それから市町村療養給付費に係るものがあります。共通経費負担金は広域連合の規約に基づいて負担するもので、定められた負担割合で県内の全市町村が負担をしております。療養給付費負担金は高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、対象額の12分の1に相当する額を負担金として市町村が負担をすることとなっております。

事業の内容のところ、（1）市町村共通経費負担金ですが、額として1億4,952万6,000円、（2）番の療養給付費負担金が22億932万円、（3）派遣職員の人件費ですが、これが2,744万9,000円、合わせて23億8,629万5,000円を計上しております。また、同じく事業別概要108ページの下段ですが、これは蔵増部長のほうから既に御説明させていただいておりますので、私のほうからは省略させていただきます。福祉部一般会計の説明は以上です。

◆勝田鮮二分科会長 本日の分科会では、この議案につきましては説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二分科会長 なしということで。

議案第9号令和8年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算（説明）

◆勝田鮮二分科会長 引き続きまして議案第9号令和8年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算について説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。それでは議案第9号令和8年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算について説明をさせていただきます。資料のほうは、初めに予算審査特別委員会福祉保健分科会説明資料、横長の分ですが、これで説明をさせていただきます。25ページをお開きください。すみません。失礼しました。26ページをお開きください。国民健康保険費特別会計の事業勘定です。事業勘定の歳出についてですが、上の段の総務費、総務管理費、一般管理費、事務費がでございます。予算額としては7,323万2,000円です。国民健康保険の事務に必要な経費は一般会計から繰り出して特別会計で支弁をすることとなっております。事務費の中には国保総合システムやレセプト電算処理システムなどの手数料のほか、本市が国保連合会へ委託をしておりますジェネリック医薬品差額通知や医療費通知、レセプト点検業務などもございます。令和8年度には新たに高額療養費の勧奨通知書作成業務も国保連合会へ委

託することとしておりまして、費用は通知書の作成費用1件当たりが60円のほか、郵送代を含めて年間で約180万円を計上しております。また、時効が到来していない高額療養費の勧奨通知につきましては、現在、職員が作成中でして、これを4月下旬に発送することとしております。この郵送代として約30万円を計上しております。

次に事業別概要のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。306ページ、307ページを御覧ください。国民健康保健事業費納付金です。県へ納める納付金には医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分がありまして、これを合わせまして42億1,756万9,000円となっております。これは令和7年度と比較をしますと約2億3,000万円の増となっております。1月29日に皆様にも資料提供をさせていただいたところですが、令和8年度の国保事業の運営につきましては、鳥取市国民健康保険運営協議会より答申をいただきました。内容としましては保険料賦課限度額について国の基準どおり医療分を引き上げること、子ども・子育て支援納付金分の新設、また、保険料率の引上げ等についてです。保険料率につきましては、令和8年度の診療報酬改定による診療報酬の引上げの影響や子ども・子育て支援金の新設などによりまして、現行の保険料率を据え置く場合に、歳入に不足が生じる見込みであることや物価高騰による被保険者への生活状況なども踏まえて運営協議会で御審議をいただいた結果、保険料率を引き上げることが適当である旨の答申をいただいたところです。

また、国保会計は単年度で収支の均衡を保つことが基本となっております。単年度収支で県へ納める納付金を賄える保険料の試算では、1人当たりの保険料が11万9,062円となっておりますが、今回、提案をさせていただいております保険料率で試算をしますと11万4,980円となります。なお、具体的な保険料率等につきましては、先ほど議案第49号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について説明をさせていただいたとおりです。

次に事業別概要308ページ下段、医療費適正化強化推進事業費について御説明させていただきます。国民健康保険では、医療費適正化の取組としてデータヘルス計画に基づきまして、生活習慣病の予防啓発や重症化予防を実施しています。医療費適正化強靱推進事業費としましては、令和8年度当初予算は1,348万6,000円を計上しております。これは保険事業に携わる会計年度任用職員の専門職3名の人件費1,121万9,000円や啓発事業に係る経費116万6,000円のほか、令和8年度は、今期、データヘルス計画の中間評価年に当たるため、データの抽出や分析等を委託する経費としまして、67万5,000円を計上しております。

続いて直診勘定について御説明させていただきます。事業別概要の309ページの下段～311ページ上段までとなります。国民健康保険の直営診療所は医療機関として医療サービスの提供に加え、健康づくりを目的として活動をしています。佐治の診療所には医科と歯科があり、それぞれ運営費、保険事業費を事業別概要書に記載をしております。令和8年度の当初予算としましては、歳入、歳出とも1億5,073万3,000円です。このうち、診療収入は歳入の多くを占めておりまして1億494万6,000円を計上しております。

令和8年度の職員体制ですが、医科は医師1名、看護師2名、事務職員、会計年度任用職員1名の4名体制で運営をし、健康相談など保健事業は佐治支所に配置の保健士と連携して事業を展開しています。歯科は歯科医師1名、歯科衛生士3名、そのうち1名は会計年度任用職員

です。歯科技工士1名の5名体制で運営をすることとしております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二分科会長** 本日の分科会ではこの議案につきましては説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二分科会長** それではなしということで。

議案第12号令和8年度鳥取市介護保険費特別会計予算（説明）

◆**勝田鮮二分科会長** 引き続きまして議案第12号令和8年度鳥取市介護保険費特別会計予算について説明をお願いします。松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。それでは議案第12号令和8年度鳥取市介護保険費特別会計予算について説明いたします。説明は事業別概要で説明いたします。313ページの上段、介護サービス等諸費です。予算額は181億3,359万6,000円となっております。これは要介護1～5の被保険者の介護保険サービス等諸費に対して7割～9割を保険給付するものでございます。介護サービス費諸費の予算額につきましては、第9期の介護保険事業計画策定時に今後の被保険者数や要介護認定者数の推移ですとか、第8期中の介護給付費等の実績を踏まえまして見込んだ額となっているところでございます。

続きまして事業別概要の315ページを御覧ください。315ページの下段の在宅医療介護連携推進事業費でございます。予算額は2,412万2,000円でございます。この事業は医療と介護の両方を必要とすることが多い高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう取り組むものでございます。県東部圏域の1市4町が鳥取県東部医師会に委託して実施しております。医療や介護の専門職の意見交換会、情報交換会、研修会などの開催とともに他職集連携ですとか、ACPノートの普及啓発などを行っております。令和7年度まではこの県東部医師会の医療介護連携室が事業を行っておりますが、医療介護連携室は職員体制としまして介護の専門職が1名と室長含め事務職が3名の体制でした。今年度でこの事務職の1名が任期満了で退職されるということで、令和8年度からは新たな職員を募集されて、医療の専門職を1名配置して体制の強化を図って取組を進めるということにしております。私のほうからは以上です。続きまして中央包括支援センター所管の予算について説明いたします。

◆**勝田鮮二分科会長** 藤木所長。

○**藤木尚子長寿社会鳥取市中央包括支援センター所長** 中央包括支援センター藤木です。介護保険特別会計のほうで事業別概要書316ページ下段、認知症初期集中支援推進事業費について御説明させていただきたいと思っております。予算額は3,037万6,000円となっております。前年度事業と比較しまして、前年度事業が3,150万2,000円ということで112万6000円の減額としております。この事業の目的ですけれども、認知症が疑われる人に対する早期診断や早期対応に向けて、医師や介護職、医療職からなるチームを構成し、初期の支援を検討して自立支援に向けた生活の支援につなげるものを行っていくこととしております。現在、地域包括支援センターごとにチームを配置しており、10チーム構成をされています。各圏域ごとに事例ごとのチーム員会議というものを開催いたしまして、その方の生活環境の整備であったりとか、受診につ

なげる方法などについて議論をしております。

本事業におきまして認知症地域支援推進員はチーム員として兼務をしていることから、本事業の中で人件費を捻出しております。認知症地域支援ケア向上事業費と案分して計上をさせていただいております。減額の大きな要因ですけれども、人件費につきまして指定管理施設に係る人件費を算定基準としておりますが、令和7年から再雇用となる職員があることや、現在の人員配置の実績などから委託料、それからチーム員会議の報酬、そういったものが大きく減額の原因となっております。本事業につきましては問題が複雑化する前に介入できて、生活が整ってインフォーマルサービスの活用や、先ほど申し上げた生活環境の改善と併せて権利擁護に向けた調整など、地域の見守り体制などの構築を進めまして、本人様にとって必要な支援の検討を行っているところです。私からは以上になります。

◆**勝田鮮二分科会長** 本日の分科会ではこの議案につきましては説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

議案第16号令和8年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算について（説明）

◆**勝田鮮二分科会長** 引き続きまして議案第16号令和8年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算について説明をお願いします。池上次長

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。それでは議案第16号令和8年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算について御説明をいたします。事業別概要は320ページの下段になります。後期高齢者医療制度は、生活保護受給世帯を除く75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上の方が加入をされる高齢者の医療制度です。特別会計全体の令和8年度当初予算は歳入歳出合わせて36億1,961万3,000円、このうち、保険料収入が28億1,803万2,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合の納付金ですが、この納付金は鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、各市町村がそれぞれ集めた保険料と一般会計から繰入れをする保険料軽減の基盤安定負担金を合わせて納付するものです。広域連合におかれましては、保険料は2年ごとに見直しをされておまして、令和8年度が見直しの年となっております。国民健康保険と同様に子ども分が新設をされますが、医療分の保険料率は据え置きにされました。令和8年1月末現在の鳥取市の被保険者数は3万716人となっております。前年の同月と比べますと677人の増となっております。今後も被保険者数は増加をし、令和12年にピークを迎えることが見込まれております。そのため、広域連合への納付金も増加することが見込まれているところです。納付金の8年度の当初予算は35億5,326万7,000円を計上しております。説明は以上です。

◆**勝田鮮二分科長** 本日の分科会では、この議案につきましては説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二分科長** それでなしということでありまして。それでは以上で予算審査特別委員会福祉保健分科会を終了します。福祉部の皆様は退席ください。

予算審査特別委員会福祉保健分科会会議録（令和8年2月25日）

福祉保健委員会へ切替え 午後3時6分 閉会

令和8年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和8年2月25日（水）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第37号 令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算（第4号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・議案第57号 鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

《予算審査特別委員会福祉保健分科会》

【予算審査分：説明】

- ・議案第22号 令和8年度鳥取市病院事業会計予算

----- 《福祉保健委員会》 -----

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 23 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 8 号）【所管に属する部分】

- ・ 議案第 26 号 令和 7 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 4 号）

- ・ 議案第 28 号 令和 7 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第 4 号）

- ・ 議案第 32 号 令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 5 号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・ 議案第 47 号 鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- ・ 議案第 48 号 鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

- ・ 議案第 49 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

- ・ 議案第 50 号 鳥取市介護保険条例の一部改正について

3 その他の報告

- ・ 指定居宅介護支援事業者の処分について【指導監査室】

----- 《予算審査特別委員会福祉保健分科会》 -----

【予算審査分：説明】

- ・ 議案第 6 号 令和 8 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

- 議案第 9 号 令和 8 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算